

## 戦前日本の婦選運動家はなぜ女性参政権の獲得を 目指しながら戦争協力に突き進んだのか？ —民主化論の文脈から—

笹岡伸矢

### I はじめに

戦前の日本にも民主制は存在したと考える人は少なくないだろう。日本の「大正デモクラシー」は吉野作造の民本主義などの言葉に代表されることがあるが、その内実は、男子普通選挙の導入、政党政治の定着、社会運動の興隆、言論・表現の自由の開花などで表される。しかし、この間、女性には参政権が認められず、政治の世界において女性たちは蚊帳の外に置かれた。日本では女性参政権を求める動きは1920年代から30年代にかけて花開くわけであるが、それらの動きにもかかわらず参政権が認められてこなかった事実がある。それを考えれば、当時の日本はまさに民主化途上にあつたのであり、現在の基準では民主制であつたとはいいがたいことを意味する。

戦争が女性に参政権を与えたという議論がある。20世紀初頭、実際にイギリスやアメリカでは、戦争における銃後の働きを評価された女性に参政権が与えられたと解釈されることがある。他方、ドイツや、新たに独立したオーストリアのように敗戦国が新たな体制に移行する過程で参政権が付与された国もあれば、独立したハンガリーやポーランド、チェコスロヴァキアなどでは運動の大きな盛り上がりのないまま女性参政権が認められた。反対に女性たちが戦争に協力してもなお、参政権が認められなかった国もある。フランスやイタリアは第1次世界大戦で勝利したにもかかわらず、女性参政権はすぐには付与されなかった。

戦前日本は女性参政権が認められなかったために政治参加の面での民主化は途上で終わり、第2次世界大戦開始に前後して国家は権威主義化し、総力戦体制に入り込んでいく。その渦中で参政権を求めて活動した女性たちは、社会において市民的自由が失われていく環境のなか、結果として、戦争協力への道を進んでいくことになる。

本稿では、比較政治学の知見に基づき、戦時下における女性参政権という問題を意識しつつ、戦前日本ではなぜその権利が認められなかったのかという問いに答えることを目的とする。そして、女性たちが戦争協力をした理由を考えながら、なぜ女性たちが戦時体制のなかに身を投じていかなくはならなかったのかを、既存の体制変動論に位置付けながら探る。つまり、本稿は、戦争を経た国における、民主化と女性参政権の問題を議論の中心に据える。

## II 問いと先行研究

### 1. 問い

本稿の問いは「婦選<sup>1</sup>運動家たちはなぜ女性参政権の獲得を目指しながら戦争協力に突き進んでしまったのか」である。この問題に答えるうえで重要な視点は、戦争協力をおこなった婦選運動家たちは、当初は女性参政権の獲得を目指していたということである。政治学的に述べると、女性たちはデモクラシーを目指していたはずが、戦争を支持し、結果として権威主義体制を支持する方向に向かってしまったのである。ここが、政治学的には大いに疑問となる点である。

Dahlの定義にのっとった場合、民主制（彼の言葉ではポリアーキー）は「政治的自由」と「政治参加（政治的包摂）」の2つの軸がいずれも高い水準にある場合を指す<sup>2</sup>。反対に、それらが低い水準でしかなければ民主制ではないといえる。本稿の関心に沿えば、「政治参加（政治的包摂）」の軸において、選挙権が与えられているのが男性のみであったり、所得や納税額、教養の程度などで選挙権に制限が課されていたりする時点で、政治的自由があっても民主制で

---

1 現在、「婦人」という言葉は使用しない動きであるが、歴史上用いられてきたこともあり、戦前日本の女性参政権の動きについては「婦人参政権（婦選）」という言葉を使用する。

2 この2つの軸を用いることは、政治体制の分類では一般的なものである（Dahl 1971）。

ないと評価されうる。よって、女性参政権が認められていない国は、政治参加の面で民主制であると定義できない。ただし、一定の自由がみられ、男子普通選挙・制限選挙が導入されている場合、単純に「独裁制」と定義するのは問題がある。戦前の日本では一時期、政党間競争や自由選挙、男子普選などが存在していたことを踏まえ、戦前日本は民主制を目指していた体制もしくは民主制の一部が欠如していた体制と考えることができる。本稿ではこれを「準民主制」と呼ぶが、先取りして述べれば、1920年代・30年代初頭の日本はこの定義に当てはまっていたと考える。よって、日本は民主制に近づくも失敗したと考えることができる。本稿は「戦前日本の民主化の失敗」という視点から、婦選運動家の戦争協力の理由を問うことが目的となる。

## 2. 先行研究概観

### (1) 歴史研究と日本の女性参政権

日本の女性参政権（ここでは「婦人参政権（婦選）」）問題に焦点を当てた研究は、井手（1956）を嚆矢として蓄積は多い<sup>3</sup>。これらは日本の婦選運動がどのように展開されてきたか、そしてそれらがどのように衰退していったかを丹念に論じている。しかし、本稿の目的は比較政治学の文脈から、戦前日本において婦選運動家がなぜ戦争協力へと邁進したのかを解明することにあるので、上記の研究とはその目的が異なる。

歴史研究者の議論のなかで、本稿の問題関心に通じる文献をいくつか取り上げたい。第1に、市川房枝ら婦選運動家たちの戦争協力に関する議論を取り上げたい。鈴木（1997）は、様々な目的で大衆動員を目指した婦選運動家たちが戦争協力をした結果、アジア諸国の人々に対する「加害者」となった点を批判的に論じた。他方、菅原（2002）は市川の行動は戦争協力の果てに参政権が待

---

3 主要な先行研究としては、吉見（1971）、米田（1972, 1974）、梅村（1980）、児玉（1981）、伊藤・進藤・菅原（2005）、伊藤康子（2008）など。それ以外では、婦選を中心に据えながら、それに限らずに広く戦前の女性や家庭にまつわる諸問題を扱った研究や、活動家個人々に着目した研究も多い。「戦中期の女性運動の展開」について論じたものとして、石月（1999）、鹿野（1979）、大宮（1982）、西川（1982）などがある。「活動家個人」の研究も多い。様々な運動家について論じたものとして、鈴木（1997）。市川房枝の取り組みを論じたものとして、菅原（2002）、山崎（2005）、進藤（2014, 2018）、伊藤康子（2019）、村井（2021）など。

っているという考えに基づいた戦略的・戦術的な意図があり、それだけにとどまらず、女性たちの様々な国策への参加そのものが女性解放の側面を持っていたために、戦争協力へと突き進んだとする。同じく、進藤 (2013) は、市川の「転向」は彼女が極めて現実主義的運動家であったことを示し、戦争協力も婦選の趣旨を生かすためだと考えていたことを明らかにする。そして国民の生死にかかわる戦争がいったん始まってしまうと、国民はそこに巻き込まれざるを得ないという市川のメッセージを取り上げている。以上の研究は、女性運動家の側の見解が議論の中心である。これらの研究は、女性たちを中心に据えているため、彼女たちを取り巻く社会情勢（戦争を含む）と彼女たちの意思に焦点を当てている。しかし、婦選を最終的に認めるかどうかは、議会における政治家であることを考えると、彼ら政治家や政党の動きも同じように見ておかなければならない。

第2に、婦選をめぐる政治過程、主に政治家側に焦点を当てた研究がある<sup>4</sup>。佐治 (1986) は、公民権案をめぐる政治過程を分析し、浜口内閣は民政党（政友会は婦選については民政党より先んじていた）と内務省の賛成の下、緊縮政策を導入する代わりに、国民統合のために公民権を女性たちに認めることを検討していたことを明らかにした。これに対し、遠藤 (2000) は公民権案の作成について、内務官僚がデモクラシーを強く意識していたことを明らかにしている。また、白石 (1979) は、1920年代から30年代にかけての婦人関係立法について、政府・議会は、男子普選の成立、第1次世界大戦後の女性の生産現場への進出、女性参政権が拡大していた世界的な趨勢を踏まえ、体制側が女性をその体制を維持・存続させるために取り込んでいく意図があったことを指摘した。同じく、松尾 (1994a) も、数度にわたって議論された公民権案について、政治家たちは、世界的に婦選が成立していたことや、女性の社会進出を踏まえて賛成に回ったとしている。

これらは、政治家や政党の意図を議論しており、本稿の問題関心にも沿っている。ただし、これらの研究に欠けている視点は、政治家・政党の婦選成立後の選挙の見込みである。法律を通すのは男性の政治家と政党であり、その後

---

4 歴史的経緯をたどると最後は貴族院が反対したことによって公民権案は成立しなかったため、貴族院を重視する議論がある（松山 1970）。貴族院についての分析は別稿に譲りたい。

待ち受ける選挙で女性に参政権が与えられると想定した場合、男性たちはどのような意図でそれに賛成するのかという点を考慮に入れなければならない。そのため、女性参政権成立の有無および女性たちの体制への取り込みを分析するには、政治家・政党の意図も見なければならぬ。

まとめとして、上記の研究から有益だと考えられるのは、女性運動家および政治家・政党の意思は「環境」の影響を強く受けるという点である。婦選については、政治家・政党が参政権を認めるうえで、また、戦争協力に関して、女性たちは婦選獲得を目指しつつ、体制に協力するうえで、当時の時代状況は大きな影響を与えたことが読み取れる。

## (2) 戦前日本の民主化をめぐる研究

加えて、本稿は民主化論の立場から議論を進めていくので、戦前日本の民主化というものが民主化論のなかでどのように扱われてきたのかをレビューし、本稿の目的に照らして重要なポイントを整理しておきたい。

比較政治学の領域において、民主化の研究はすでに一定の蓄積を有する分野になっているが、日本を比較民主化の俎上で扱ったものは多くはない。民主化の古典的文献では、例えば Moore (1966) は日本を扱っているが、あくまで「ファシズム」がなぜ日本で生まれたのかを「階級」の視点から論じたものである。また、Huntington (1991) は日本を第2次世界大戦後に民主化した「第2の波」の国に位置付けており、戦前は触れられていない<sup>5</sup>。

続いて、戦前日本の民主化およびその失敗を比較政治学的に分析した研究がある。代表例としては、竹中 (2002) があげられる<sup>6</sup>。彼は戦前の日本に関して、1918年から1932年を「民主化途上体制」<sup>7</sup>と定義し、この体制がなぜ崩壊した

5 近年の政治経済学的立場からの民主化の分析 (Acemoglu and Robinson 2001, 2006; Boix 2003, 2008 など) では、経済的変数 (階級や不平等など) を用いて参政権の問題を扱っているが、女性参政権はほとんど触れられていない。これらの研究は、主に男子 (男女) 普選導入を扱ってきたが、この問題を階級的アクターの視点から説明する点に特徴がある。女性は様々な階級にまたがって存在しており、「女性」を1つの階級とは捉えにくい点から、これらの研究を応用することは難しい。

6 その他、戦前日本の民主化を扱っているものとして、Ramseyer and Rosenbluth (1995)、阿部 (2008) は政党内閣の崩壊が、酒井 (1992) は体制の「再均衡」過程の失敗が分析の対象となっている。

7 竹中 (2002: 16) は、この体制には以下の3つの特徴があると論じる。①公職に

のかを、Linz (1978) の民主体制の崩壊に関するモデルを援用して分析している。彼は、非民主的勢力が台頭する可能性をもつ政治制度のあり方と、民主化途上体制の正統性の相対的な低下、および体制内アクターのうち、体制への反逆を許容してしまう「準忠誠」のアクターの存在から、体制の崩壊を説明している。彼はあくまで、政党内閣の崩壊とその後の権威主義体制の成立がなぜ起こったのかを分析しており、本稿のように民主制の一要素である「国民の政治的包摂」の欠如を対象としてはいない。

以上の戦前日本に関する民主化研究では、体制の自由化と体制変動に焦点が当てられており、どのような条件で体制は崩壊するのか、民主制が作り出されるのかの分析が中心であった。加えて、これらの研究の多くにおける民主制の定義では、政治参加は男子普選に限定され、女性参政権は顧みられていない。つまり、民主化に関する代表的な研究では女性参政権が十分に触れられてこなかったといえる<sup>8</sup>。よって既存の理論では、もともとどのような条件で女性参政権が獲得される(されない)のかを説明する仮説を提示できてはいなかった。本稿は、その点も加味して、以下、議論していく。

#### IV 分析視角

##### 1. 合理的アクター：Teele の分析

本稿はマクロな視点では戦前日本の民主化に焦点を当てるが、中心的な議論はミクロレベルであり、婦選運動家の戦争協力を考えていく。そのうえで、合理的選択論のアプローチをとる。この考えは、1つの仮定を置いて政治現象を分析しようとする。その仮定とは、「政治現象の構成要素として独立した個人を一般的に想定し、そこで想定される個人はそれが望む利益を最大化するた

---

就くもの間で実質的競争が存在し、彼等は定期的におこなわれる選挙を通じて選ばれる。しかし、この場合でも、政治における競争や選挙は完全に自由かつ公正ではない。また、政治的な競争と選挙を自由かつ公正にするために必要な表現や結社の自由が十分には保証されていない。②全ての公職が有権者の直接または間接的統制に服しているわけではない。たとえ、自由かつ競争的な選挙が定期的に行われている場合であっても、有権者に対し責任を負っていない交渉により政治的な権力を行使されることがある。③国民の一部分しか選挙に参加するための権利を与えられていない。このうち、③が国民の政治参加に関する側面である。

8 同様の指摘として Paxton (2000)、Caraway (2004)、Teele (2018)、前田 (2019)。

めに決定し行動するという仮定」(砂原・稗田・多胡 2015:4)である。本稿の文脈では、個人の集積としての集団を想定する。この集団もまた集団内の意思決定を通じて合理的に行動すると仮定する。その集団は、婦選運動家たちと、政治家・政党である。

その婦選運動家と政治家・政党の視点から議論した研究を取り上げたい。Teele (2018) は英米仏3か国の比較によって、準民主制下のアクター、具体的には女性活動家と政党に焦点を当てて、女性参政権成立のメカニズムを明らかにしている。一定の政治的競争が存在し、制限選挙が導入されている準民主制のもと、当該国の政治的亀裂とそれに基づいた政党間の競争がどのようなものであるかが、Teele の議論の背景となる。既存政党は、もし女性に新たに参政権が与えられた場合、どれくらい女性票を獲得できるのかについて推測をおこなって行動を決める。彼らは、女性参政権運動家の側の戦略から影響を受ける。女性たちは自分たちの関心を大いに反映させたかたちで、自分たちの選好を通常の活動で政党側に伝えることができる。特に、女性参政権運動家が、対議会対策、いわゆる「インサイダー」戦略をとることが重要である<sup>9</sup>。なぜなら、この戦略をとらなければ、法案制定には結びつかないからである。その選好についていえば、女性たちが保守的なら右派政党が、反対に進歩的なら左派政党が、それぞれ彼女たちの支持を期待できる。他方で、女性たちは、階級を越えて「女性」の利益を集約していく必要がある。

以上の流れを踏まえて、Teele は、政党が女性参政権を支持する可能性について、①政治指導者や政党が自分たちの支持を増やすよう女性を動員できると考えるか否か、②環境として政治的競争度合は高いのか低いのか、という2つの要因から整理している。政治家・政党が女性参政権を支持する条件は、①かりに政治指導者や政党が女性参政権を与えたあと女性票の獲得を期待できるとみならず、および②政治的競争の度合が高い、という2つが見られた場合になる。本稿では、Teele の論じたポイントを活用する。具体的には、第1に、将来の

---

9 社会運動論の文脈では、議員へのロビイングなどを「インサイダー」戦略といい、一般大衆への訴えかけなどを「アウトサイダー」戦略ということがある (McCammon et. al. 2001: 58)。婦選運動も大衆への働きかけを積極的におこなったが、この戦略は議題設定の時期に有用であるとされている。本稿では、法案成立をめぐる時期に焦点を当てるので、「インサイダー」戦略としての議員への働きかけを中心に据える (King, Cornwall and Dahlin 2005)。

女性票を期待する政治家・政党の存在である。第2に、自らの行動から選好を彼らに伝える女性参政権運動家の存在である。第3に、政治家・政党の意思決定に影響を与える環境要因の存在である。

ただし、日本の文脈では、皇族・華族・勅選の議員からなる貴族院が衆議院とほぼ同じ権限を有していたことも重要である。加えて、法案を実際に作る内務官僚の意思も法案に大きな影響を与えた。このあと、「V」で官僚（内務省）と貴族院という2つの拒否権プレイヤー<sup>10</sup>の動向を見ることとする<sup>11</sup>。これも政治制度のなかにおける1つのアクターとして見ていく。

さらに、追加して考えなければならないこともある。それは、戦前日本では、戦争に突入するという環境のなかで、彼女たちには婦選を主張するという行動とは別に、戦時体制に協力するか否かという選択肢も存在した点である。その点が触れられなければ、日本の婦選運動家たちがなぜ婦選を後回しにして戦時体制に関わっていったのかを説明できない。次の節では、環境と政治家・運動家の関係を、構造とアクターの関係として整理する。

## 2. 構造とアクターの相互作用：戦争と市民的自由の影響

政治学では構造的要因とアクターの要因を区別することが多い。今回の分析においては、構造的要因は戦争やそれに伴って変化する社会情勢、そして政治的自由・市民的自由<sup>12</sup>の状態が当てはまる。アクターの要因は、何度も触れているが、婦選運動家と政治家・政党である。

10 拒否権プレイヤーとは、政治学者のツェベリスが概念化したもので、現状を変更する際に同意を得る必要があるアクターのことである。彼によれば、二院制などの制度的なもの、政党などの党派的なものに分かれる。このプレイヤーが多ければ多いほど、現状の変更は困難になる（Tsebelis 2002）。

11 さらに「第3院」とまでいわれた枢密院も無視できない。松澤（2014）によれば、枢密院に提示された議案に提案されたあとの法案を枢密院は修正することはできないが、議案に提案される前の法案については、修正が認められる可能性はあるという見解がある。実際、男子普選が導入されることになる普通選挙法の成立に関しても、政府案に対してさまざまな注文を付け、修正をさせている（松尾 1989）。枢密院も拒否権を有するアクターであったことが分かるが、婦選が成立したあとに登場するアクターであると考えられるため、本稿では重要な存在とはみなさない。

12 本稿では、「自由」は、社会間で相互作用的にみられる雰囲気という面も強いことを考慮して「構造的要因」として扱う。



この構造とアクターに関して、それぞれが別々に女性参政権成立に影響を与える可能性もあるが、むしろ、社会経済構造などの環境要因が、アクターの意思決定に影響を与え、女性参政権の受容・否定に結び付くと考える。つまり、「構造」が「アクター」の行動を動機づける「誘因」の働きをするとみなす（久保・末近・高橋 2016）<sup>13</sup>。以下、婦選運動家と政治家・政党が、自らが目指す目標に向かって、彼ら彼女らを取り巻く環境の変化のなかで相互作用した結果、戦前日本で婦選が成立せず、結果として婦選運動家たちが戦争協力へと向かったことを明らかにしていく。

## V 分析

### 1. 対象時期と時代背景

本稿は、広くは、市川房枝らが婦人参政権獲得期成同盟会を結成した1924年から戦争終結までの時期を分析の対象とするが、直接の対象はおおむね1931年から1930年代後半になる。日本で婦選運動が高揚した時期は、いわゆる大正デモクラシー後期<sup>14</sup>、そして昭和初期にあたる。また、今回は戦争およびその戦争を遂行するための戦時体制という文脈が重要になる。日本では、1931年の満州事変から1937年の盧溝橋事件までを準戦時体制と呼び、1937年から、太平洋戦争に敗れた1945年までを戦時体制と呼ぶことがあるのでそれに準ずる（進藤 2013）。

また、比較政治学の視点から見た場合、1924年ころから1932年ころまでの政治体制は、準民主制の定義には当てはまっていたといえる。準民主制下の日本では、政治運動や市民運動の活動は許容され、言論の自由も一部を除き、確保されていた。衆議院では男子の制限選挙から普通選挙へと変わっていくなかで、政党間で競争的な選挙が実施され、（選挙に勝った政党から必ず首相が輩出されていたわけではなかったが）「憲政の常道」の通りに、政党所属の議員たちが主に内閣を構成する「政党内閣」が形成されていた。

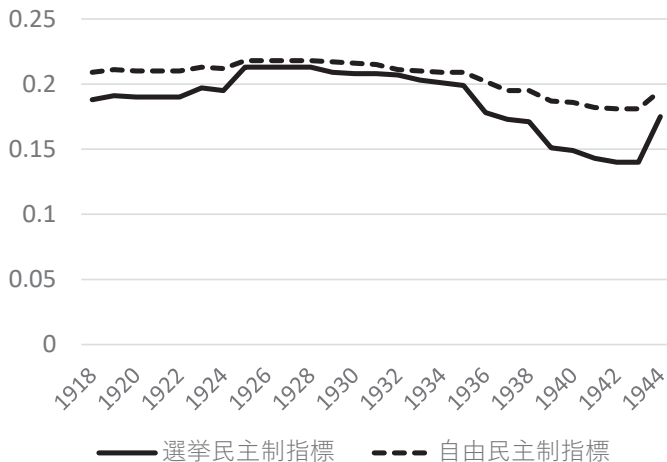
---

13 合理的選択論のなかで、制度（公式・非公式）の重要性を指摘する合理的選択制度論は、環境を1つの制度の総体ととらえ、アクターの行動の「制約条件」を創り出すと考えることもある。この箇所でも論じていることも、この考えから説明できるだろう（西本 2007: 81）。

14 松尾（1994b）によれば、大正デモクラシーは1905年から1925年までのおよそ20年間に起こった。

続く1932年ころから1930年後半までについては準民主制の範疇に属するが、権威主義体制に至る「過渡期」でもあったといえる(以下「過渡期」とする)。図1はデータセットのV-Demにおける「選挙民主制指標」(v2x\_polyarchy)と「自由民主制指標」(v2x\_libdem)を1918年から1945年のあいだで表したものである(V-Dem Codebook V8 2018)。それぞれ0~1の間で表される連続変数で、0に近いほど非民主的で、1に近いほど民主的であることを示している。「選挙民主制指標」は選挙の公正性や結社の自由、参政権など選挙に関わる諸指標をもとに数値化され、「自由民主制指標」は「選挙民主制指標」に加えて、個人の権利や少数派の権利の保護などを加味して数値化されている。これをみると、日本はそもそもこの値は高くはないことが指摘されうるが、それに加えて、1932年からすぐに民主的な要素が損なわれたというよりは、その後数年かけてそれらが漸進的に侵害され、1930年代後半からやや急速に悪化したことが読み取れる。確かに、歴史的には1931年に政党内閣が崩壊したと解釈できるものの、その後しばらくは「中間内閣」が続き、ある程度自由な選挙も実施されていたことから、そこからすぐに政治的自由や市民の権利が広く侵害される権威主義体制になったとは言いにくい面もある。よって、1932

図1 日本の民主度(1918~1945): 「選挙民主制指標」と「自由民主制指標」



出典: V-Dem のデータをもとに筆者作成。

V-Dem HP, <https://www.v-dem.net/en/> (2022年5月3日アクセス)

年から民主的な要素が失われる 1930 年代後半までを準民主制ではあるが「過渡期」という名称で表し、この時期を本稿の直接の分析対象とする。この「過渡期」に入ると、政党政治が停滞し始め、徐々に社会の雰囲気として反体制的な言動が制限されていく。

そして、1930 年後半から戦争終結にかけては、権威主義体制の時期であったと定義できよう。一般的に、権威主義体制下では政治的反対派が許容されなくなり、政治的競争が低下し、国民の選挙を通じた政治家への統制が難しくなる。そして、市民の言論・結社の自由は侵害されていく。日本でも、この権威主義体制期に入ると、公の場で戦争に反対することは難しくなっていき、人々は戦争に加担していくか、公の場から隠れるしか道がなくなってしまう。日本は国家コーポラティズム体制（ファシズム体制）へと変化し、翼賛選挙が導入され、政党も 1 つに統合されるなど政治的自由は大きく後退した（伊藤隆 2015）。また市民運動においては、反体制の動きは厳しく取り締まられるようになった。

以上の「戦時」と「政治体制」の 2 つの軸を合わせてみる。1931 年の満州事変以降、準戦時体制に入ると、政治体制は準民主制の範疇ではあるが、権威主義体制への「過渡期」に入る。そして同じく、1937 年以降日中戦争が始まり、太平洋戦争に突入していく戦時体制の時期が、数年のずれはあるものの、おおむね権威主義体制の時期と重なる。つまり、この「準民主制」（→「過渡期」）→「権威主義体制」という流れは、政治的自由・市民的自由の停滞の流れでもあり、これは戦争の深化と結びついているのである。

どのような体制であるかは、アクターの行動に影響を与える。それぞれの時期の体制下で異なるが、政治体制の定義におけるもう 1 つの軸である「政治的自由」の状態が、特に重要である。ある国において自由がなくなっていく過程で、さらには戦争が深まっていく過程で、政治家や女性運動家たちがとりうる選択肢は限られたものになっていく。

## 2. アクター

以下、本稿の分析対象である「過渡期」（広くは準民主制）を中心に、2 つのアクターである「婦選運動家」と「政治家・政党」に分けて、それぞれどのような勢力が存在していたか、そしてこれらのアクターの特徴と、それぞれ「婦

選」と「戦争協力」に関して、どのような意図を有していたかを整理する。

### (1) 婦選運動家

まずは、どのような勢力が存在していたかを見ていこう。1920年代から1930年代に限定した場合、単純化して述べるならば、婦選運動には、自由主義、社会主義（無産主義）、キリスト教主義、保守主義の大きく4つの立場（表1）があったが、中心は自由主義であった。流れをみると、準民主制下で婦選運動をリードしたのは市川房枝らの自由主義者たちが集った婦選獲得同盟（1925-1940）であった（菅原 2002: 115）。他方、社会主義者は婦選獲得同盟の動きに対して協調と離反を繰り返した。彼女たちは、獲得同盟の取り組みをブルジョア的であると批判し、社会主義体制の到来によって婦人問題は解決すると考えていた。1930年代に既成の婦人団体と協調はするも、その後、親ファシズムと反ファシズムに分裂し、大きな影響力を持ってなかった。キリスト教勢力は戦時体制に突入する1931年ころから保守化し、直接的な体制内改革運動に関わるようになり、婦選運動からは距離を置いた。保守主義勢力は、もともとは婦

表1 戦前女性運動の4つの立場

立場	組織	主要人物	概要
自由主義	婦人参政同盟、婦選獲得同盟	市川房枝、金子（山高）しげり、竹内茂代	婦選運動の中心にいたのが婦選獲得同盟で、自由主義（ブルジョア）的フェミニストの市川らがその中核にいた。特定の政党に偏らず、婦選を支持してくれる政友会・民政党・無産政党の有志議員と連携した。1930年代前半には婦選に加えて、反戦や母子保護にも注力した。1930年代後半から徐々に女性・母子や家族の保護、消費者保護、政治浄化などの問題に取り組み、直接的に政治にかかわるようになった。戦時中はコーポラティズム体制に組み込まれ、体制支持の側に戻った。
社会主義・無産主義	無産婦人同盟・社会大衆婦人同盟・日本国家社会婦人同盟など	山川菊栄、堺真柄	当初は社会主義の実現によって婦選も母性保護も達成されるとして、ブルジョア勢力とは一線を画した。その後、現実主義に転回し、労働者としての女性の権利に軸足を置く活動を中心に据えつつ、市川らの動きにも呼応した。1940年代には体制に協力するグループと、政治活動の第一線から退くグループに分離し、影響力は失われた。
キリスト教主義	日本婦人参政権協会※矯風会によって設立	矢島帽子、久布白落実、ガントレット恒子、村岡花子	禁酒・廃娯など欧米のキリスト教者による運動を日本に導入。初期の婦選運動をリードした。しかし、日本婦人参政権協会などは、無産運動との連携を拒み、1930年に婦選獲得同盟から距離をとり、軍国主義体制をいち早く支持し、保守化した。
保守主義	婦人同志会 <b>官製組織</b> = 内務省系・愛国婦人会、文部省系・大日本連合婦人会、陸軍省および海軍省系・大日本国防婦人会→大日本婦人会	吉岡彌生、山脇房子、井上秀子、大妻コタカ	官製婦人団体の結成と同じ時期だが、民間の保守婦人団体は他の勢力より遅れて組織化された（時の民政党・浜口政権の肝いりという説もある）。教育者などが中心となり、彼女らは戦争の激化とともに、中心的地位を占めていく。他方、官製婦人団体は対立が激しく、ようやく統合したのは1942年だった（のちすぐに解散）。

※筆者作成。

選反対であり、ようやく1930年に婦人同志会が誕生し、遅れて婦選運動に参加した。以上のような動きが見られるなか、満州事変（1931）以降、準戦時体制・「過渡期」に入ると、保守主義が台頭し、キリスト教主義者、自由主義者、社会主義者もまた徐々に保守化していく。

続いて、婦選運動家の特徴を見ていきたい。大きく分けて「婦選」獲得を目指す方向と、それ以外のイシューを扱い行政への参画を目指すものがあげられる。このうち、後者が「戦争協力」と重なっていく。まず、婦選獲得に関して、婦選運動家たちは議会戦術中心・非戦闘性という特徴を有していた。日本の婦選運動は総じて平和的であり、議会への訴えが重要な戦術の1つとなった。市川らの婦選獲得同盟の方針は、①議員に対する活動（法案の提出促進、選挙支援など）、②党派の中立性（特定の政党に肩入れしない）、という点にあった（菅原2002:124）。したがって、婦選獲得同盟は、当時の主要政党である政友会と憲政会・民政党の両方に対して議会への法案提出を求める活動を中心に据えていた<sup>15</sup>。

もう1つが婦選以外のイシューへの関わりと、その結果としての行政への参画である。婦選運動家たちは、婦選以外のイシューについても積極的に関与した<sup>16</sup>。1つ目が選挙それ自体への関与である。婦選獲得同盟は、1928年の男子

---

15 英米では、日本同様、議会・選挙対策を中心とした穏健なグループに加えて、街頭で急進的な抗議活動をおこなう戦闘的なグループが存在した。前者は、イギリスではミリセント・フォーセッタらのいわゆるサフラジストたちの女性参政権協会全国同盟が、アメリカではキャリー・チャップマン・キャットやアンナ・ハワード・ショーらの全国アメリカ女性参政権協会がこれにあたる。後者は、イギリスではエメリン・パンクハーストやクリスタベル・パンクハーストらのいわゆるサフラジエットたちの女性社会政治同盟が、アメリカではアリス・ポールの全国女性党がこれにあたる。英米では後者も一定の影響力を有していたのに対し、日本では、後者のような運動はみられなかった（Adams 2016; Kurihara 2001）。

16 『婦選』誌上で、婦選獲得同盟議会運動委員長・塩原静は、議会活動だけが婦人参政権運動だと理解されていることに不満を述べている。「議会が開かれると始まって、議会が終わるとそれなりに消える運動だと思ふ人々の、どんなに多いかを知っております」（塩原静「婦選三案提出さる」『婦選』1928年1月号、10頁）。「政治季節にならないと、議会部が仕事をしないように一般からは思はれてゐるのは残念な事です」（塩原静「政治季節を前にして」『婦選』1928年11月号、7頁）。ただし、この事実は議会活動以外の取り組みが一般の人々にあまり浸透していなかったことを示している。

普選導入時から普選達成婦人委員会を設置し、選挙のたびに選挙革正運動に携わってきた。以降、政党政治における政治腐敗をただす運動に乗り出していく。2つ目が生活者の問題への取り組みである。1929年、ガス料金値下げ問題にかかわり、以降、ごみ問題、市場問題、税金問題にかかわるようになった。3つ目が母子保護への取り組みである。婦選運動はこの母子保護の法制化にも取り組み、1938年、母子保護法成立に結実する。以上から、実際の政治にかかわる機会が増大し、女性活動家たちの多くは民間から行政・政治活動に参画し、一部は実際に公職に就くことで戦時体制を支えることになる(進藤 2004; 鈴木 1997)。

そして、「戦争協力」に関しては、市川らは当初戦争反対の立場を明確にしていたが(市川 1974: 334-337)、満州事変後、婦選獲得同盟内で亀裂が生じ、保守主義者やキリスト教者が戦争賛成に回り、最終的には市川らも戦争を強く非難することができない状況に陥っていく(菅原 2002: 200-205; 進藤 2004: 139-146)<sup>17</sup>。アメリカやイギリスの女性たちの多くは、多様なイシューを扱いつつ、第1次世界大戦では、国家主導の戦争を支持する立場へと転換し、銃後の活動を梃子に参政権を要求する戦術をとった。戦時に、この活躍が認められ、参政権が女性に付与されたとされるが(Kurihara 2001: 135-141; 栗原 2018: 67-105; 高村 2004)、この「銃後の活動の対価としての参政権付与」という成功例が日本の婦選運動家たちの思考・行動にも大きな影響を与えていくこととなる。

## (2) 政党・政治家

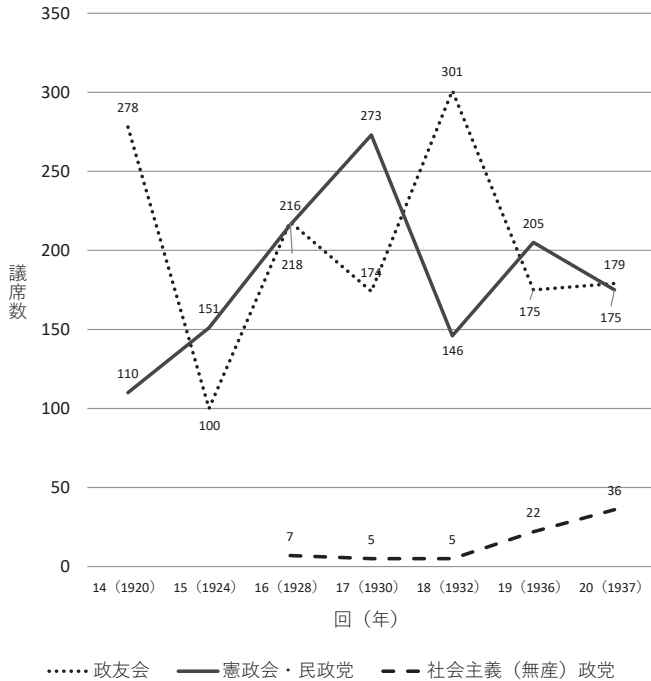
続いて、政党および政治家<sup>18</sup>についてみていきたい。政党に関しては当時の勢力からみると、この時期の主要政党は、保守主義政党の立憲政友会、保守主義・自由主義政党の憲政会(1927年まで)・立憲民政党(1927年から)、そして社会主義政党(無産政党)(労働農民党・日本労農党・社会民衆党・日本大衆党・労農大衆党・社会大衆党)<sup>19</sup>であった(川人 1992)(この時期の衆議院選挙の

17 これらの動きは、イギリスやアメリカの女性団体においても見られたものである。

18 本稿では、戦前日本にも射程を広げるため、政治家という言葉には、政治を担う人々、つまり、官僚や軍部も含んでいるものとする。

19 ただし、無産政党はこの期間、大きな影響力を行使することができなかった。歴史をみると、準民主制下、無産政党は婦選案を他党議員の支持を得て何度か提出したが、20名の提出者が必要という制度に阻まれ、法案自体の提出数は少なかった。

図2 主要3党派の衆議院議席数推移



結果は図2)。

このうち、歴史をみると、無産政党は1928年、初めての男子普選において公然と衆議院に進出した（社会民衆党、労働農民党、日本労農党、九州立憲党の4党）が、その際、20歳以上の男女に選挙権を与える「徹底普選」を掲げた。政友会と憲政会・民政党<sup>20</sup>が婦選の法案化をリードしたが、もともと婦選に力を入れていた政党が立憲国民党と、その流れをくむ革新倶楽部であった。両党に所属した清瀬一郎や星島二郎、革新倶楽部に所属した松本君平らが積極的に法案化を目指した。革新倶楽部は1925年に分裂し、犬養毅や星島は政友会に

過渡期に入っても、婦選案を数度提出したが、無産政党内の分裂、特に親ファシズム政党の出現などにより、婦選をめぐる動きは低調に終わった。

20 これらの政党の態度については、次を参考にした。市川（1974）、松尾（1994a）、佐治（1986）、松山（1970）、白石（1979）、鹿野（1979）、菅原（2002）。

加わった<sup>21</sup>。そのため、民政党よりも政友会のほうが婦選に関心を持つ議員が比較的多い傾向にあった(粟屋 2007: 167-168; 松尾 1989; 市川 1975: 10)。

次に「婦選」については、政党の将来の見込みに焦点を当ててみたい。準民主制下の1928年以前は、政友会も民政党(憲政会も含む)も一部の有志が婦選問題を、利害ではなく、むしろ信条として主張していた。1928年以降、政友会・民政党の両党とも婦選を公約に掲げるが、これは世論の多くは婦選に賛成であり<sup>22</sup>、男子有権者内の支持票を獲得できるという見込みがあったことが原因である<sup>23</sup>。では、両党の政治家はどのような理由で支持したのか。元来保守派は女性が政治にかかわることを忌避してきた。理由は、女性の本分は家庭のなかにある、政治的知識に乏しい、などであった。しかし、女性には保守的性向があるため、保守政党への支持が増大するとして、また過激な運動に転ずる前に機先を制するという意味で、両党内に婦選に賛成する意見が生まれてくる<sup>24</sup>(以下、白石(1979)などを参照)。

「女ヲ政治ニ参加サセルト云フコトハ、非常ニ危イト云ハレルカ知りマセヌケレドモ、私ハ決シテソウデハナク、女ハ寧ロ保守的デアル、保存的デアリマスカラ、女ヲ社会ノ中ヘ入レルト云フト、却ツテ危クナイト云フ事実ガアル」(田淵豊吉・無所属・第43回議會・1920年)<sup>25</sup>

〔筆者注…英国の過激な女性参政権運動を踏まえ〕要求ガ余リニヒドクナ

21 残った尾崎行雄や清瀬一郎は中正倶楽部の一部と合同し、新正倶楽部を結成した。この新正倶楽部も婦選実現に力を注いだ。

22 例えば『婦選』誌上で、当時の主要新聞がこぞって婦選賛成の論説を展開していることが取り上げられている(『婦選』1929年2月号、4-5、10-11頁)。

23 市川は「勿論政黨自身が婦人自身乃至は國家の爲に衷心よりこれが實現を望んでゐるわけではなく、効を争ふ競争である事は、事實が示してゐる。然もその効もたゞ人氣取りでなく、獲得後に於ける婦人の投票を反對黨に得させたくないのが本心で、従つて自ら進んでやるだけの勇氣はなく、片一方が手を出せば他方も出すといった状態にある」と述べている(市川房枝「婦選運動の近狀を論ず」『婦選』1930年8月号、5頁)。また、民政党の機関誌『民政』誌上でも、1930年に、高橋清吾・早稲田大学教授が、婦人参政権・婦人公民権の制定を強く主張している(高橋清吾「婦人公民権案」『民政』4巻6号、50-53頁)。

24 議會での発言は、『帝國議會會議録』で確認。<http://teikokugikai-indl.go.jp/>

25 第43回帝國議會衆議院議事速記録第14号、267頁。



ラヌ中ニ婦人ニ参政権ヲ与ヘル途ヲ開イテヤルコトハ最モ必要」(松本君平・政友会・第50議会・1925年)<sup>26</sup>

「昨今、我ガ思想界ハ、カノ共産主義ソノ他ノ思想ガ侵入シ来リ、混沌トシテマコトニ憂慮スベキ状態ニアル、コノ思想的危機ニ際シ、婦人ニ選挙権ヲ与ヘテ男子トトモニ政治ニ参与セシメルコトハ、政治的ニモ思想的ニモ急激ナル変化ヲ緩和スル上ニ於テ頗ル有効デハナイカト思フ、コノ意味ニ於テモ婦人ニ選挙権ヲ与ヘテ調和ヲ図ル必要ガアリハシナイカ」「婦人ハ概シテ保守的思想ヲモツテキル、然ルニ之ヲ反対ニ考ヘテ、婦人ニ選挙権ヲ与ヘレバ、ソノ思想ノ上ニ何カ一大變化デモ起ス様ニ考ヘル人ガアル、ガ、ソノ人ハ今少シク活眼ヲ開イテ海外ノ事情ヲ研究シテミルガヨイ、前記ノイギリスノ婦人参政権ヲ強ク叫ンダノハ労働党自由党デアツタガ、新タニ選挙権ヲ得タイギリスノ婦人有権者900万人ノ投票(1918年)ハ、自分等ノタメニ努力シテ呉レタ労働党ヤ自由党ニ行カズニ、却ツテ性格的ニ共鳴點ノ多イ保守党ニ投票シテ…」(西岡竹次郎・政友会・第56議会・1929年)<sup>27</sup>

「(筆者注…同じく英国の過激な女性参政権運動を挙げ) アア云ウ風ナ行方ヲ、吾々ハ日本婦人ニサセタクハナイノデアル、故ニ寧ロ婦人ノ運動ガ激烈ナラザルニ先チマシテ、婦人ノ公民権ヲ認め、安ンジテ婦人ノ本分ヲ尽サシムルヤウニスルコトガ必要ナリ」(清水留三郎・民政党・第56議会・1929年)<sup>28</sup>

以上のような論理で、女性は保守的であるがゆえに保守政党には婦選を認めるメリットがあったため、そして両党が危惧する既存の社会秩序の破壊(その際の社会主義政党への支持増大)を回避するため、政友会も民政党も婦選に賛成していった。

また、「戦争協力」に関しては、1932年以降、政党の勢力が徐々に衰えると、政治の主導権は軍部・官僚を含めた政治勢力間の連携の状況に左右されるようになった。満州事変以降、例えば議会でも戦争への無条件支持がみられるようになる(粟屋 2007: 317)。政党も基本的に戦争に反対はできなくなっていき、その多くは戦争協力を推進する側になる。

26 第50回帝国議会衆議院治安警察法中改正法律案外三件委員会第4回、3頁。

27 第56回帝国議会衆議院議事速記録第13号、225頁。

28 第56回帝国議会衆議院議事速記録第25号、571頁。

## (3) 拒否権プレイヤー：官僚と貴族院

最後に、日本の文脈で重要であった「拒否権プレイヤー」について議論しておこう。まず、官僚、ここでは内務省を見ておく。内務官僚は1921年ころまでは婦選には反対であったが、1922年、新婦人協会結成後、集会権を認め、1923年に入ると、家族制度を守る範囲内で結社権を認めるようになった。婦人の参政権自体について、内務官僚は、男子普選成立後もその必要性は認めつつも、導入には慎重な姿勢であったが、1928年、政友会・田中義一内閣期に、内務省地方局が市町村に限定し、25歳以上に付与する案を提示した。これは当時の望月圭介内相の反対で水泡に帰した。1929年、民政党・浜口内閣になると、婦選賛成の安達謙蔵が内相になり、婦選への追い風が吹く。省内には参政権もいずれ婦人に付与されるはずだが、まずは公民権であるという認識が広がった<sup>29</sup>。しかし、婦選賛成の安達に対し、これに強硬に反対したのが同党所属で内務政務次官の斎藤隆夫であった。この斎藤の抵抗により、公民権案は省内で議論されるも、しばし政府案としてまとまらない状態が続いた。1931年、「夫の同意」を必要とする制限公民権案が内務省から出されるが、この制限は当初案から大きな変更がなされていた(菅原 2002: 176-192)。この修正は貴族院での賛成を容易にするために、安達内相の指示でおこなわれた措置であったという見解もあるが(松尾 1994a: 21)、斎藤の反対を踏まえた修正であったという指摘もある(菅原 2002: 187)。以上の点から、拒否権プレイヤーの1つである内務官僚は、政治家の影響を多分に受けていたため、全面的な賛成とはいかなかったものの、婦選それ自体については反対の立場ではなかった。むしろ、早期の段階で婦人公民権および婦人参政権成立に賛成であったことが分かる。したがって、本稿では、このアクターについては分析の直接の対象には含めない。

次に、貴族院は、公民権法案を2度にわたり葬ったことから、婦選に反対する議員が多数であったことが分かる。これは、もともと立憲君主制のもと、民選議員をけん制することを目的に設置されたため(内藤 2008: 6-9)、そして貴族院を構成する華族が「皇室の藩屏」としての特徴を有していたため、既存の

29 この当時、内務官僚は、地方政治の政党化を危惧しており、婦人の参入によって党派争いが緩和することを期待していた(菅原 2002, 181; 遠藤 2000, 89-90)。

社会制度を維持することを是としていることの反映でもあった<sup>30</sup>。例えば制限公民権案が衆議院を通過した後、次のような見解が貴族院での審議の際にあった<sup>31</sup>。

「然ルニ政府ハ公民権ヲ付与シテ、家族制度ノ破壊ニ一歩ヲ進メタ」「此法案ニ依ッテ根本的ニ引ッくり返サレタモノト云ハナケレバナリマセヌ」（井田磐楠・公正会・第59議会・1931年）<sup>32</sup>

「君ニ忠、父母ニ孝ト云フコトハ教育勅語ノ御精神デアリマス、併ナガラ一方夫婦相和シト云フコトガアルノデアリマスガ、其孝行ニモ次グ節婦ヲ表彰セラレタト云フコトハ、家族制度尊重ノ上ニハ、大イニ意義アルモノト思ッテ居リマシタノニ、片一方ニハ節婦ヲ表彰セラレナガラ、片一方ニハ婦人公民権ナドヲ議決サセマシテ、サウシテ其家族制度ヲ破ラウ、其日本ノ美風ヲ失ハセヤウ、婦人ノ使命ヲ全ウセシメザルヤウニサセヤウ、婦人ノ重大ナル責任ヲ軽クシテシマハウト云フヤウナ法案ガ出マシタナラバ、是ハ誠ニ日本ノ美風ノ上ニ付テ、一大缺陷ヲ来スモノデアラウト思フノデアリマス、ソレ故ニ私ハ婦人ヲ尊敬シ婦人ノ天職、婦人ノ責任ニ鑑ミテ、コノ法案ノ否決セラレムコトヲ望ムノデアリマス」（紀俊秀・公正会・第59議会・1931年）<sup>33</sup>

---

30 この時期の貴族院は、研究会や公正会などいくつかの会派に分かれており、それぞれ政友会および民政党に近い立場を示していたが（内藤 2008, 115-166）、婦選に関しては、政党の態度に合わせて、各会派が団結して支持を示すことはなかった。当時の貴族院の最大会派は研究会であったが、市川は、その研究会は「子爵團を中心としてゐるが、政友系、民政系の勅選、多額も多数参加してゐて、會の政治的理想も政策もなく、いつでも時の政府と間を通じ利益によつて動いてゐる、鵜的的存在と稱されてゐる」とし、実質的決定者は青木信光子爵だと論じたあと、「かやうな事情であるから、研究会の婦人公民権に対する態度は案の成否の上、に非常に重大なる關係がある事を知らなければならない」と論じている（市川房枝『制限婦人公民権の否決される迄』『婦選』1931年4月号、6頁）。

31 この時期の帝国議会内での議論は以下で詳しく紹介されている。白石 1979; 松山 1970。

32 第59回帝国議会貴族院議事速記録第38号、629頁。

33 第59回帝国議会貴族院議事速記録第38号、633頁。

しかし、個々の議員を見ると、貴族院の中でも婦選賛成論者がいたのは事実である。第59議会において、「妻が名誉職に当選した場合、夫の同意を必要とする」という修正がなされた婦人公民権への賛成の意見として次のようなものがあった。

「私共ハ茲ニ謂婦人ニ公民権ヲ付与シテ、先ヅ市町村ニ於ケル所ノ政治ニ参与スルコトノ機会ヲ与ヘテ、サウシテ男ト女トガ提携シテ、サウシテ此社会ノ建設ニ進マナケレバナラヌト思ヒマス、最初ニ申上ゲマシタ婦人ハ天職使命ガアルカラコレニ参加サセルコトハイケナイト云フ御議論ハ、私ハ全然反対デアリマシテ、天職ヲ全ウスル為ニハ、サウシテ権利ヲ与ヘルト云フコトガ寧ロ其天職ヲ全ウセシムル所以デアルト、私ハ信ズルノデアリマス」(有馬頼寧・無所属・第59議会・1931年)<sup>34</sup>

さらに、長期的なスパンで見れば、時間において、貴族院も婦選賛成に回っていた可能性は大いにある。根拠としては、第1に、貴族院を通過しての婦人集会権の獲得という前例が1922年にあった点があげられる。第2に、1931年の制限公民権案は事前の予測では貴族院は通過すると考えられていたとされ、あとはタイミングの問題と考えられていた点があげられる(佐治1986, 19-20)<sup>35</sup>。第3に、男子普選成立時の議論を振り返ると、貴族院という「難関」は突破しえないものでないとされ、それは衆議院の選挙は所詮衆議院の話であって貴族院が反対することは他人の畑を土足で荒らすことであるという考えも有力であったからである(松尾1989, 280)。以上の点から、貴族院は拒否権プレイヤーとして機能したが、それでも婦人公民権および婦人参政権がここを通

34 第59回帝国議会貴族院議事速記録第38号、635頁。

35 1931年当時、『東京朝日新聞』では「貴族院有力者間においては今回の政府案程度の婦人公民権案ならばこれを承認してもよからうとの意見が行はれぬ」との見解があったことを論じている(『東京朝日新聞』1931年2月12日、2頁)。また、市川も世間ではこの法案が通過するだろうと見込んでいたことを論じている。「従つて一般からは、政府が責任を以て提案する以上、貴族院も通過し、案の成立をみるであらうと豫想され、婦人にしてひそかに市町村會議員として立候補の準備に着手するものも輩出しつゝある程である」(市川房枝「政府は將して公民権の公約を果すや」『婦選』1931年1月号、14頁)。

表2 女性参政権運動家と政治家・政党の考え

	婦選		戦争協力	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
女性参政権運動家	・女性の権利	・不平等なものなら拒否	・女性をめぐる問題解決	・参政権成立の遅れ ・戦争そのものへの忌避
政治家・政党	・自分たちの票の増大 ・国民統合の推進 ・国際的地位上昇	・家族制度の破壊による 社会の動揺	・戦争遂行の円滑化	

過して成立する可能性はあったとってよいだろう。そうであるならば、問題は婦選法案が提出されなくなってしまう時代状況にあったのではないか<sup>36</sup>。

貴族院は準民主制下で拒否権プレイヤーとして機能したが、「過渡期」に入り、婦選が帝国議会で議論されなくなり、女性たちの戦争協力の問題がメインになり、衆議院同様、その存在は政治の中心から退いていく。本稿では、貴族院（議員）も「政治家・政党」に含めて議論していく。

(4) まとめ

女性参政権運動家と政治家・政党の考えをまとめると、表2のようになる。「婦選」と「戦争協力」それぞれにおいてメリットとデメリットがあり、それらの考えに基づいて、アクターは意思決定をおこなっていったと考えられる。

3. 分析

以下、政治家・政党と女性参政権運動家という2者の枠組みを利用しつつ、戦時体制における女性参政権運動家の戦争協力と、市民的自由の制限という環境の変化の問題を含めて、最初に掲げた「戦前日本では、婦選獲得を目指した運動家たちはなぜ戦時体制に取り込まれてしまったのか」という問いの説明を

36 1932年2月11日の『東京朝日新聞』は、第59議会において、時代状況から政友・民政党両党が婦人公民権案を提出していないことを踏まえ、「もし政黨が昨是今否といふやうな氣持に流れ、時局によつて醜される反動的氣風に追隨せんとあせるの余り、當分フェミニズムは流行ぬから御免を蒙るといふやうな輕薄な考へから、にはかに手の裏を覆すやうな態度をこの問題に對して取るのなら、その短見淺慮むしる憐れむべきものがあり、また同時にそれは現在の政黨の言動が如何に信用を置き難きものであるかを示す一實例ともなるのである」と厳しく批判している（『東京朝日新聞』1932年2月11日、3頁）。

試みたい。

### (1) 準民主制

まず、議論の前提として準民主制下を考えてみたい。歴史をたどると、1927年の憲政会・若槻内閣と政友会・田中内閣のもとの議会では、各党相乗りで有志が婦選案を提出した。1928年に入ると、婦選の機運も盛り上がり、政友会・民政党両党が競い合うように別々に法案を提出する。同年、第56議会において、政友会は政務調査会で公民権法案提出を承認し、同内閣内の行政制度審議会でも公民権を認めた(ただし、望月圭介内相が反対したため政府法案にはならず、議員立法で提出し、翌年、衆議院の委員会では否決された)。対する民政党は参政と結社の法案を上程した。1930年、第58議会でも、政民両党は公民権案を上程した。民政党は有志が党幹部の了解を得て提出したが、政友会は党議決定をしての提出だった。この法案は政民両党の議員の多数が賛成し、衆議院は通過したが、貴族院で審議未了となった。翌1931年、第59議会では、野党の政友会が婦選三案を提出し、与党の民政党は政府案が出たため、独自に法案は出さなかった。この制限公民権を掲げた政府案に対して、婦選獲得同盟は反対の論陣を張った。彼女たちは完全公民権を求めており、政府案を中途半端な公民権であると非難した(菅原 2002: 145-152)。結果、婦選三案の成立には至らなかった(松尾 1994a)。

以上の経緯から、本稿の対象時期のうち準民主制下では、おおむね政民両党は婦選を支持していたといえる。つまり、政党の側からすると、「過渡期」の始まりである1931年までには女性参政権を認める流れができ、政党は婦選成立後に選挙での女性票を獲得できる寸法であった。他方、1931年に衆議院で公民権法案が可決したことから、まだ婦選成立の可能性は高く、婦選運動家たちは、この活動を続けていけばいずれこの努力が実を結ぶと考えていた。政治家・政党も、衆議院議員は女性票の獲得が期待でき賛成に回ったが、貴族院議員は、その点の期待はなかったこともあり、法案への賛成が過半数を超えることはなかった。

### (2) 「過渡期」前期

続く「過渡期」へと入る時期をみていこう。1932年、五・一五事件で政党

内閣が終わりを告げると、中間内閣の時代に入る。政党に対する不信は高まっていたが（筒井 2012）、それでもなお、政友・民政両党は親軍勢力を抱えつつも、国民（男子のみだが）の付託を受けて政治を担う唯一の勢力として、衆議院を基盤に、軍部や官僚、貴族院や枢密院と対峙した。しかし、戦前の議会での立法活動を分析した川人（1992）によれば、この時期から衆議院議員提出法案（議員立法）が減少し、1940年以降ほぼ消滅する。政府提出法案の成立率は1937年以降ほぼ100%となった。「議会は独自の立法活動をやめ、政府提出法案をそのまま通過させる機関となってしまった」（川人 1992: 42）のである。しかし、政党内閣崩壊後の政治的危機という非常事態にあったことに加えて、選挙粛正運動<sup>37</sup>が本格化し、選挙法改正が叫ばれるようになると、既成政党は選挙の腐敗を男子普選の影響とみるようになる。つまり、男子普選導入で有権者が飛躍的に増大したことにより、政党側に余計なお金がかかるようになり、それが選挙の腐敗をもたらしたと考えられたのである。これにより、政党側にさらなる選挙権の拡大を意味する婦選の導入を慎重視する意見が浸透するようになる（菅原 2002, 206-207）。木村正義の弁を引いておこう。

「普選が失敗して現在のゆきづまりだ、これを打開するのに婦選では失敗を倍加する恐れがある」（木村正義・政友会・1932年）<sup>38</sup>

加えて、女性の戦時協力に対する貴族院などの非政党勢力がその努力を認め、参政権を容認するまでには至らなかった。結果、「過渡期」では、1936年に民政党が公民権法案を出しただけに終わる<sup>39</sup>。

他方、婦選運動家を見ると、当時は非合法の共産主義者への弾圧がおこなわれてはいたが、まだ言論の自由も一定程度残されていた。他方、戦争反対の立場を明確にしていた市川らは、婦選以外の 이슈に関わりつつも、もともと

---

37 選挙粛正運動とは、公正な選挙の実現という目的の下、投票の買収や官憲による干渉といった不正を一掃するために、政治主導で行われた運動である（山崎 2007: 366）。

38 菅原 2002: 207。

39 松尾（1994a: 7-12）によると、1931年より後では、公民権案については、民政党が1936年に1回提出する。参政権案については、無産政党が1932年に2回、1936年に1回提出しただけに終わった。

体制に積極的に協力する動機は欠いていた。さらに、彼女たちは議会制度を否定するファシズムの台頭に対しても、女性参政権がないがしろにされることを問題視した(鹿野 1979: 311-312)。しかし、1932年には婦選獲得同盟の機関誌『婦選』の記事が検閲を受けて軍部批判を理由に発行禁止になったり、久布白落実らキリスト教主義者が積極的に体制支持に回ったりするなど、状況は変化し始める。このあたりから、戦争反対を叫びながら体制にコミットし、実際の政治に関わりながら種々の問題の解決を目指す運動家が生まれる。そのなかで、戦争を積極的に評価するかつての婦選運動家たちも出現する。結果として、一部の社会主義者を除いて<sup>40</sup>、婦選以外の 이슈に熱心に取り組んできた主要な運動家たちは、体制へとコミットしていく道が開けていくのである。その裏で、市川などは英米での女性参政権獲得の成功の記憶から、戦時体制に協力することで、その先に婦選獲得の可能性を期待していた。菅原(2002)は、1930年代後半、市川ら婦選運動家たちが運動の大衆化の目的を果たすため、官製組織を利用することを考えていたとして、次のように述べる。「その裏には、規模壮大な構想が秘められていた。第1次世界大戦下の米国の婦人団体の例に倣って、日本の全婦人を網羅する一元的な組織網を作り上げ、その機能的な活動を通じて「協力」を果たす一方、それを皆に婦人の最低限の権利や生活を守りつつ普選の契機を探る計画である」(菅原 2002: 284)。ただし、婦選運動家たちは婦選の訴えを続けていくが、政党側が法案化しない状況が続く<sup>41</sup>。

### (3) 「過渡期」後期

最後、準戦時体制から戦時体制へと変容する直前(「過渡期」後期)の1930年代後半には、議会における立法活動の低迷の裏で、婦選運動家は官僚や軍部

40 例えば、山川菊栄は1930年代後半まで戦争反対の論陣を張り、時代が戦時に突入しても執筆の機会は減ったものの確保されていた。また彼女自身は共産党とは距離をとったため、弾圧の直接的対象とはならなかった。しかし、1943年には隠棲し、夫の山川均と農業生活を営み、戦争協力の道には進まなかった(伊藤セツ 2018: 334-352)。

41 東京都制制定に関して、1932年と1935年と1937年、婦選獲得同盟は都制案に女性公民権を織り込むことを求める運動を展開する。結果は失敗であったが、国と地方の両方から婦選の獲得を目指していたことは重要である(市川 1974: 296-298, 382, 406-407)。



が作り上げる総力戦体制のなかに入り込んでいく。1935年から体制側が女性たちを選挙粛正運動に本格的に登用したが、これは女性たちの活躍を期待したことの表れであった（菅原 2002: 257）。そして、政党および議会の相対的な影響力の低下と、官僚の影響力の相対的上昇は、選挙の意義を低下させてしまい、既成政党の婦選導入の意欲がそがれる結果となった。

「市民的自由」についてみると、弾圧の対象は社会主義や自由主義の言論人や学者などにまで広がった。この時期、婦選運動家たちも徐々に戦争反対の主張はできなくなっていく。弾圧のリスクが上昇したため、婦選の期待がしぼんでも、体制に協力することを余儀なくされる<sup>42</sup>。ただし、彼女たちは婦選以外の問題で自らかかわった運動が成果を上げ始めると、直接的な政治関与のメリットを享受するようになり、その後、体制側の誘いを受けて、山高（金子）しげりや奥むめおなどの運動家たちは進んで体制に協力するようになる（鈴木 1997）。結果、その参加の意図は変わりながら、婦選運動家たちは終戦まで一貫して戦時体制への協力は続けていくこととなった<sup>43</sup>。

#### (4) まとめ

以上を図式的にまとめたのが表3である。最初に掲げた「戦前日本では、女性参政権獲得を目指した婦選運動家たちはなぜ戦時体制に取り込まれてしまったのか」という問いに対しては、次のように答えられる。準民主制下ではあるが、権威主義体制に至る「過渡期」に入るなかで、戦争への参加と戦時体制の深化によって市民的自由は低下し、それによって反対派の弾圧の可能性が上昇し、そして議会の能力は低下した（環境の変化）。それを受けて、政党が参政

42 ただし、市川房枝の胸中は複雑であった。盧溝橋事件発生から2か月後の1937年9月、市川はこう述べていた。「この2ヶ月といふもの、私は全く憂鬱に閉ざされて来た。国を愛するが故に、この不幸なる事変の発生を悲しみ、拡大の程度、事変の後の措置、経済上の影響…等々が案ぜられてならなかつたのである。然し、ここ迄来てしまった以上、最早行くところ迄行く外あるまい」（市川房枝「私の頁」『女性展望』1937年9月号、22頁）。

43 ただし、1930年代後半も、市川らは婦選獲得の機会をうかがっていた。菅原によれば、1936年から37年ごろの状況について「確かに客観的情勢（婦選到来の時期…筆者注）は「遠くなつて」いたのだ。しかし、市川らは、その「遠くなつて」いた細い細い可能性の糸をたぐって、さらに婦選を追い求めていく」のだった（菅原 2002: 267）。

表3 戦前日本の女性参政権と戦争協力：まとめ

	準民主制	→	過渡期前期	→	過渡期後期 権威主義体制
戦争・戦時体制	なし		準戦時体制		戦時体制
	↓				↓
市民的自由	高		減少		低
議会の能力	高		減少		低
反対派が弾圧される可能性	低		増加		高
	↓				↓
<b>女性参政権運動家</b>					
参政権への期待	高		高→減少		低
戦争協力の度合い	なし		増加		高
<b>政治家・政党</b>					
自党が女性票を得られる可能性	高		減少		低
戦争協力への評価	なし		増加		高
結果	公民権案衆議院通過・貴族院通過せず			婦選は議会上程されず 戦争協力の深化	

権を拡大する理由を失うと同時に官僚や軍部は女性の戦争協力を期待するようになった。そして、女性参政権運動家たちは「戦争協力による参政権獲得」という目標を掲げながらもその意味は徐々に失われ、参政権を主張できなくなる環境が生まれるのと軌を一にして、戦争協りに突き進むことになった（アクターの選択）。

## VI 一般化の試み：準民主制からの民主化と戦争協力

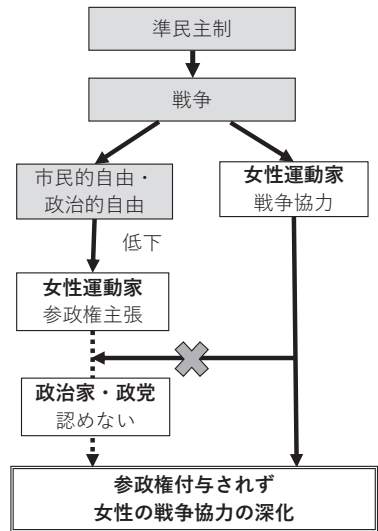
以上の議論を民主化論のなかに位置付けて、準民主制下で戦争が勃発した状況から「女性参政権と戦争協力」について、一般化してモデルを作成してみたい（図3）。まず準民主制下では市民的自由や政治的自由は一定程度許容されている。戦争が始まっても、すぐには自由がはく奪されることはない。よって戦時体制の初期（日本では準戦時体制期）、女性参政権運動家は（準）戦時体制協力の見返りへの期待と、体制関与のメリットを考えて、戦争に協力するかどうかを選択する。もし参政権が得られないならば、もしくは体制に協力するメリットがないならば、彼女たちは戦争に協力はしない。協力しない場合、議会活動が戦争遂行のためにおこなわれる限り、参政権の問題は後回しになるが

ゆえに、女性たちが参政権を得ることは難しい。次に、女性参政権運動家の選択を受けて、政治家・政党が参政権を付与するかどうかを決めるが、そのとき、その判断は参政権を付与した場合の女性票の行方と、女性たちの戦争協力への評価に影響を受ける。将来の女性票が期待でき、女性たちの戦争体制への協力が高く評価できるのであれば、女性参政権は達成される。逆にいうと、いずれかが欠けた場合、参政権は付与されない。戦前日本では、「過渡期」を含む準民主制期を見ると、いずれかの条件が欠けてしまっていた。戦争の長期化により選挙の重要性が減少したために参政権の問題は後回しにされ、同様に、戦争が終わらないなかでは政治家は女性たちの戦争協力を評価して参政権を付与することはできなかった。

戦時体制に本格的に入っていくと、女性たちは体制協力によって行政の世界に関わり自分たちの主張を政策に反映できるようになる。そうなると、彼女たちは徐々に協力の果実を意識し始める。このとき、政治的・市民的自由の減退と戦争の長期化が、女性参政権運動家の選択に影響を与える。参政権が付与されない場合、女性参政権運動家は、さらに体制へのコミットを深化させるかを迫られる。戦争が長引き、さらには体制に協力して様々な要求が達成されるようになると、女性参政権が付与されないまま、彼女たちは体制に積極的に協力するようになる。他方、コミットするのをやめる場合は、やはり、彼女たちは弾圧されるか、弾圧を避けて隠遁することになり、影響力を失ってしまう。戦前日本では、戦争が深化し、自由が奪われるや、婦選運動家たちの多くは、戦争協力へと舵を切らざるを得なかった。

もし、戦争が短期に終わり、自由が大きく侵害されなかったならば、議会活動は正常化し、女性たちの戦争協力が評価されて、女性参政権が認められる可

図3 戦争と政治参加



能性はあった。戦前では、まさにこの点が、婦選成立・不成立を分けるカギであったと考えられる。

## Ⅶ おわりに

以上の分析をふまえて、本稿の持つ意味について述べておきたい。まず、本稿は民主化研究における女性参政権問題の進展に対する貢献を目指す試みであった。そして、本稿は歴史的な事実を積み重ねて新たな見解を示そうとする歴史研究でも、日本の女性参政権だけを視野に入れた地域研究でもなかった。あくまで民主化論の立場から戦前日本の女性参政権（婦選）の成立と、女性たちの戦争協力のメカニズムを、環境の変化にともなう合理的なアクターの行動から理解しようという試みであった。

最後に、本稿の持つインプリケーションに触れたい。戦争に協力することで女性参政権を勝ち取った、英米という先駆的な事例に対し、日本の婦選運動家たちの戦争協力は、後世の研究者たちから否定的に評価され、彼女たちの行動は負の烙印を押されることがあった（例として、鈴木 1997）。本稿では、婦選運動家たちが変節したというよりは、それは状況が変わりゆくなかで、ある程度合理的な行動であったことを説明した。そして一定の理論化をおこなえたことにより、比較政治学の分野に一定の貢献ができたのではないかと考えている。

〔謝辞〕 本稿の一部は『日本比較政治学会』2019年度研究大会での発表をもとにしている。司会・討論者・質問者の貴重なご意見に対して、記して感謝を申し上げたい。また、本稿の執筆にあたり、小森雄太氏、大槻きょう子氏から貴重な意見をいただいた。こちらについても同様に感謝申し上げます。

## 参考文献

[英語文献]

- Acemoglu, D., and J. A. Robinson (2001) "A Theory of Political Transitions." *The American Economic Review* 91(4): 938-963.
- Acemoglu, D., and J. A. Robinson (2006) *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Adams, Jad (2016) *Women and the Vote: A World History*. Oxford: Oxford

- University Press.
- Boix, Carles (2003) *Democracy and Redistribution*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Boix, Carles (2008) "Economic Roots of Civil Wars and Revolutions in the Contemporary World." *World Politics* 60(3): 390-437.
- Caraway, Teri L. (2004) "Inclusion and Democratization: Class, Gender, Race, and the Extension of Suffrage," *Comparative Politics* 36(4): 443-460.
- Dahl, Robert A. (1971). *Polyarchy: Participation and Opposition*. New Haven: Yale University Press.
- Huntington, Samuel P. (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. Norman: University of Oklahoma Press.
- King, B. G., M. Cornwall and E. C. Dahlin (2005) "Winning Woman Suffrage One Step at a Time: Social Movements and the Logic of the Legislative Process." *Social Forces* 83(3): 1211-1234.
- Kurihara, Ryoko (2001) *The Japanese Woman Suffrage Movement in Comparison with the American Movement*. Tokyo: Shinzansha.
- Linz, Juan J. (1978) *The Breakdown of Democratic Regimes: Crisis, Breakdown, and Reequilibration*. New York: Johns Hopkins University Press.
- McCammon, H. J., K. E. Campbell, E. M. Granberg and C. Mowery (2001) "How Movements Win: Gendered Opportunity Structures and U.S. Women's Suffrage Movements, 1866 to 1919," *American Sociological Review* 66(1): 49-70.
- Moore, Barrington (1966) *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World*. Boston: Beacon Press.
- Paxton, Pamela (2000) "Women's Suffrage in the Measurement of Democracy: Problems of Operationalization," *Studies in Comparative International Development* 35(3): 92-111.
- Ramseyer, J. M., and F. M. Rosenbluth (1995) *The Politics of Oligarchy: Institutional Choice in Imperial Japan*. Cambridge: Cambridge University Press.

Teele, Dawn Langan (2018) *Forging the Franchise: The Political Origins of the Women's Vote*. Princeton: Princeton University Press.

V-Dem Codebook V8 (2018) *V-Dem Codebook V8*. [https://www.v-dem.net/media/filer\\_public/e0/7f/e07f672b-b91e-4e98-b9a3-78f8cd4de696/v-dem-codebook\\_v8.pdf](https://www.v-dem.net/media/filer_public/e0/7f/e07f672b-b91e-4e98-b9a3-78f8cd4de696/v-dem-codebook_v8.pdf) (accessed 01/19/2019)

[日本語文献]

阿部弘臣 (2008) 「民主政治の失敗 戦前期日本の政党政治に関するゲーム論的考察」『*関連社会科学*』18号、2-15頁。

粟屋憲太郎 (2007) 『昭和の政党』岩波書店。

石月静恵 (1999) 「戦前の女性と政治参画 婦選運動と行政による女性の活用」『*桜花学園大学研究紀要*』1号、125-135頁。

市川房枝 (1974) 『市川房枝自伝 戦前編』新宿書房。

市川房枝 (1975) 「苦闘の歴史「婦選運動」」三国一朗編『*昭和史探訪 1 昭和初期*』番町書房、5-26頁。

井手文子 (1956) 「日本における婦人参政権運動」『*歴史学研究*』201号、12-23頁。

伊藤セツ (2018) 『*山川菊栄研究 過去を読み未来を拓く*』ドメス出版。

伊藤隆 (2015) 『*大政翼賛会への道 近衛新体制*』講談社。

伊藤康子 (2008) 『*草の根の婦人参政権運動史*』吉川弘文館。

伊藤康子 (2019) 『*市川房枝 女性の一票で政治を変える*』ドメス出版。

伊藤康子、進藤久美子、菅原和子 (2005) 『*女性は政治とどう向き合ってきたか 検証・婦人参政権運動*』市川房枝記念会出版部。

梅村光弘 (1980) 「わが国における婦人参政権運動の特質について 新婦人協会ならびに婦選獲得同盟を中心に」『*松阪女子短期大学論叢*』16号、1-10頁。

遠藤恵子 (2000) 「内務官僚と婦人公民法案 昭和初期政府案への展開と挫折」『*母子研究*』20号、81-94頁。

大宮みゆき (1982) 「婦人運動家の動向 2 大政翼賛会と婦人団体」『*銃後史ノート*』復刊3号、65-73頁。

鹿野政直 (1974) 「婦選獲得同盟の成立と展開 「満州事変」勃発まで」『*日本歴史*』319号、68-85頁。

鹿野政直 (1979) 「ファシズム下の婦人運動」家永三郎東京教育大学退官記念論

- 集刊行委員会編『近代日本の国家と思想』三省堂、306-327頁。
- 川人貞史 (1992)『日本の政党政治 1890-1937年 議会分析と選挙の数量分析』東京大学出版会。
- 久保慶一、末近浩太、高橋百合子 (2016)『比較政治学の考え方』有斐閣。
- 児玉勝子 (1981)『婦人参政権運動小史』ドメス出版。
- 酒井哲哉 (1992)『大正デモクラシー体制の崩壊 内政と外交』東京大学出版会。
- 笹岡伸矢、大槻きょう子 (2020)「女性参政権成立論再考 英米を事例に」『地域創造学』30巻4号、1-30頁。
- 佐治恵美子 (1986)「浜口内閣期の婦人公民権問題」『日本史研究』292号、1-25頁。
- 白石玲子 (1979)「1920～30年代日本における婦人関係立法についての一考察 婦人の政治的権利容認の立法意図をめぐって」『阪大法学』110号、35-72頁。
- 清水唯一朗、瀧井一博、村井良太 (2020)『日本政治史』有斐閣。
- 進藤久美子 (2014)『市川房枝と「大東亜戦争」 フェミニストは戦争をどう生きたか』法政大学出版局。
- 進藤久美子 (2018)『市川房枝 闘うフェミニスト政治家』岩波書店。
- 鈴木裕子 (1997)『新版 フェミニズムと戦争 婦人運動家の戦争協力』マルジュ社。
- 菅原和子 (2002)『市川房枝と婦人参政権獲得運動 模索と葛藤の政治史』世織書房。
- 砂原庸介、稗田健志、多湖淳 (2015)『政治学の第一歩』有斐閣。
- 竹中治堅 (2002)『戦前日本における民主化の挫折 民主化途上体制崩壊の分析』木鐸社。
- 筒井清忠 (2012)『昭和戦前期の政党政治 二大政党制はなぜ挫折したのか』筑摩書房。
- 西川祐子 (1982)「戦争への傾斜と翼賛の婦人」女性史総合研究会編『現代（日本女性史5）』東京大学出版会、227-263頁。
- 西本和見 (2007)「政治学における合理的選択論と経済学」『季刊経済理論』44巻3号、78-83頁。
- 前田健太郎 (2019)『女性のいない民主主義』岩波新書。
- 松尾尊兌 (1989)『普通選挙制度成立史の研究』岩波書店。
- 松尾尊兌 (1994a)「解説 帝国議会における婦選法案の推移」『婦選』復刻版別

冊、5-24 頁。

松尾尊兌 (1994b)『大正デモクラシー』岩波書店。

松山治郎 (1970)「婦人公民法案の推移 とくに第五十九議会の審議を中心として」『法学論集』7号、81-118 頁。

村井良太 (2021)『市川房枝 後退を阻止して前進』ミネルヴァ書房。

山崎裕美 (2005)「戦前期における市川房枝の政治観」『法学会雑誌』45 巻 2 号、89-149 頁。

山崎裕美 (2007)「女性の政治参加と選挙粛正運動 国民教化の側面から」『法学会雑誌』48 巻 2 号、365-397 頁。

吉見周子 (1971)『婦人参政権』鹿島研究所出版会。

米田佐代子 (1972)「婦人解放史における民主主義の課題 治安警察法修正運動の意義によせて(1)」『人文学報』89号、193-232 頁。

米田佐代子 (1974)「婦人解放史における民主主義の課題 治安警察法修正運動の意義によせて(2)」『人文学報』97号、93-137 頁。

『帝国議会議録検索システム』<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>

『婦選』

『女性展望』

『政友』

『民政』

本研究は科研費 (22K01336) の助成を受けたものである。